

令和 7 年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 22 日

経済観光局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広告媒体を活用して人材確保を目指す市内中小企業等において、人手不足が深刻な職種（以下「人手不足職種」という。）を支援するため、予算の範囲内において、札幌市求人情報発信補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 札幌市求人情報発信補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告媒体」とは、就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として掲載することが可能な新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ等であり、有料にて掲載を行うものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱により補助を受けることのできる者は、別表 1 に掲げる中小企業等であって、かつ次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 過去に本市の求人情報発信補助金の交付を受けた事業者ではない。
- (2) 令和 7 年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。
- (3) 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
- (4) 令和 7 年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと（代表者が同一の場合、いずれか 1 社のみ申請可）。
- (5) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上の出資を受けている者でないこと。
- (6) 市税を滞納している者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77

号) 第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

(9) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

(10) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。

(11) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う、第2条の規定による広告媒体を活用し、市内で勤務する人材の雇用・確保を目的とした事業である。

2 事業実施に当たっては、交付決定日から以下の日付までの間に広告媒体へ掲載し、かつ掲載を終了するものとする。

第1期	第2期
令和7年9月30日(火)まで	令和7年11月30日(日)まで

3 既に広告媒体への掲載を実施済み又は実施中の事業については交付申請することはできない。

4 人材確保の対象となる「人手不足職種」とは、第5回改定厚生労働省編職業分類中、「008 建築・土木・測量技術者」、「029 保育士、幼稚園教員」、「030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」、「049 福祉・介護の専門的職業」、「050 施設介護の職業」、「051 訪問介護の職業」、「055 飲食物調理の職業」、「059 警備員」、「062 看守・消防員」、「063 その他の保安の職業」、「075 機械整備・修理工」、「083 貨物自動車運転の職業」、「084 バス運転の職業」、「085 乗用車運転の職業」、「086 その他の自動車運転の職業」、「092 土木の職業」、「096 清掃・洗浄作業員」をいう。上記職業分類中の更なる詳細については、別表2を参考とすること。

5 第7条に規定する専門家派遣について、求人掲載前(交付申請前)及び求人掲載後(実績報告前)の2回受けること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る掲載料とする。ただし、補助対象経費からは、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、掲載料に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

(専門家派遣)

第7条 専門家派遣は、広告媒体を活用して人材確保を目指す市内中小企業等に対して、採用支援に関する専門家を広告媒体活用の前後に派遣することで、採用活動の課題整理や助言、情報提供等を行い、人材確保を支援することを目的とする。

2 専門家派遣の申込があった場合において、第3条に規定する補助対象者（以下「支援事業者」という。）に対して専門家を派遣するものとする。

3 札幌市は、前項の専門家派遣を決定するに当たって必要があると認めるときは、申込内容の説明を求めることができる。

4 専門家派遣は1支援事業者に対し、求人掲載前（交付申請前）及び求人掲載後（実績報告前）の2回（1回当たり1時間程度）とし、その他必要に応じてメールや電話等によるフォローを行う。なお、求人掲載前の専門家派遣は下記の日付までに申込むこと。

第1期	第2期
令和7年5月7日（水）～ 令和7年6月13日（金）	令和7年7月14日（月）～ 令和7年8月15日（金）

5 専門家は、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き他に漏らしてはならず、支援事業者の許可なく、業務の履行以外の目的で使用してはならない。

6 札幌市は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、派遣決定を取り消すことができる。

(1) 法令若しくは本要綱又はこれに基づく札幌市の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 派遣決定後に生じた事情の変更等により、専門家派遣を継続する必要がなくなった場合

(3) 専門家派遣に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 支援事業者が、申請時点までの過去1年間において、労働関連法令等に関して重大な違反があることが判明した場合

(5) その他、市長が不適当と認める場合。

7 札幌市は、前項の規定により派遣決定を取り消す場合は、支援事業者に対して通知するものとする。なお、派遣決定が取り消された場合は、第4条に規定する補助対象事業の要件を欠くものとみなす。

8 専門家は、派遣先で実施した具体的な支援内容を札幌市に報告するもの

とする。

- 9 補助金の交付申請をした場合において、支援事業者側の都合により第12条で規定する日付までに専門家派遣が2回行われなかった場合は、補助金は交付しない。

(交付申請及び決定)

第8条 補助金交付の申請をする者は、交付申請書(様式1)、事業計画書(様式2)及び次に定める添付書類を提出しなければならない。なお、交付申請の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本又は開業届の写し
- (2) 直近の市税の納税証明書(指名願)の原本
- (3) 事業に要する経費及びその内訳が確認できる書類(補助対象経費に係る見積書等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請を受けた場合においては、当該申請に係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、これを適正と認めたときは、交付決定通知書(様式3)により交付決定を通知し、不適正と認めたときは不交付決定通知書(様式4)により通知する。

- 3 補助金の申請期間は以下の日付までとする。なお、補助金の交付決定額が予算額に達した時点で、それ以降の申請受付は行わないこととする。

第1期	第2期
令和7年5月7日(水)～ 令和7年7月11日(金)	令和7年7月14日(月)～ 令和7年9月12日(金)

(交付条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 以下の日付までに事業を完了すること。ただし、天災等、真にやむを得ない事情により当該事業が期日までに完了しないことについて、市長が特に認めるときはこの限りでない。なお、事業完了とは広告媒体への掲載が終了し、かつ採用活動及び掲載料の支払いが完了した状態をいう(ただし、広告媒体への掲載については、第4条第2項の日付までに完了すること。)

第1期	第2期
令和7年10月31日(金)まで	令和7年12月31日(水)まで

- (2) 第7条に規定する専門家派遣について、求人掲載前(交付申請前)及び求人掲載後(実績報告前)の2回受けていること。
- (3) この要綱の規定に従うこと。

(補助対象事業の変更等)

第 10 条 補助金交付の申請をした者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、掲載終了期間の繰り上げによる申請額の減額や求人掲載媒体の変更など軽微な変更を除き、あらかじめ承認申請書（様式 5）及びその他必要書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部を中止しようとするとき。
- (2) 申請した人手不足職種を変更（追加、削除を含む）するとき。
- (3) 支援事業者の代表者や所在地等を変更するとき。

2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、事業変更の可否について、承認通知書（様式 6）により、支援事業者に通知する。

3 計画変更等に伴い費用が増減した場合の補助金交付決定額の変更については、減額変更のみとし、増額変更は認めない。

(債権譲渡の禁止)

第 11 条 支援事業者は、第 8 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全て又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から以下の日付までに、補助対象事業実績報告書（様式 7）、事業実施結果（様式 8）及び次に定める添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、天災等、真にやむを得ない事情により当該事業の実績報告が提出できないことについて、市長が特に認めるときはこの限りでない。

第 1 期	第 2 期
令和 7 年 11 月 14 日（金）	令和 8 年 1 月 16 日（金）

- (1) 領収書の写し（宛名に申請者の法人・団体名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書に加えて内訳がわかる請求書等の写しも提出すること。）
- (2) 利用した広告媒体における実際の求人掲載画面のコピー又は求人掲載紙面の写し（広告掲載期間中の Web 求人ページを印刷したもの、求人誌面のコピーなど）
- (3) 口座名義等が確認できる資料（振込先金融機関の通帳写しなど）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

- 第 13 条 市長は、前条に定める実績報告書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金額確定通知書(様式 9)により通知する。なお、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 市長は、前項の審査において補助金交付要件に適合しないと認めたときは、申請者に対して是正措置を命ずることができる。
- 3 補助金の交付は精算払いとし、市長は、第 12 条の規定による補助対象事業実績報告書、事業実施結果の提出後、速やかに補助金を交付する。

(交付取消)

- 第 14 条 市長は、第 8 条第 2 項に規定される補助金交付決定通知書により交付決定を通知した後に、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合は、交付決定取消通知書(様式 10)により補助金交付の取消を申請者に通知する。
- (1) 第 3 条で規定する第 1 号から第 11 号のうちいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 実施内容が補助金交付要件を満たさないと認めたとき。
- (5) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。
- (6) 廃業及び倒産等、交付決定後に生じた事情の変更等により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (7) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

- 第 15 条 市長は、第 14 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部を返還させなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により交付した補助金の返還を求める場合は、補助金返還通知書(様式 11)により通知する。

(加算金及び延滞金の納付)

- 第 16 条 市長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、支援事業者は、当該命令にかかる補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 19 条における加算金の規定に準じた年利で計算した加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 市長が補助金の返還を命じた場合において、支援事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、支援事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条における延滞金の規定に準じた年利で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（加算金の基礎となる額の計算）

第 17 条 前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、支援事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 18 条 第 16 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

（書類の保管）

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付申請に係る提出書類の写し及び各種通知書類を、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（事業成果の公表・普及等）

第 20 条 補助対象事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業等を行うときは、支援事業者はこれに協力するものとする。

2 補助対象事業の実施期間中又は終了後にアンケート調査や事業周知等を実施するときは、支援事業者はこれに協力するものとする。

（雑則）

第 21 条 本要綱に定めのないものについては別途経済観光局長が決定する。

別表 1（補助対象者）

中小企業等	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社（※）及び個人並びに常時雇用する従業員が100人以下の法人等（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人を除く。）をいう。
	ただし、次の各号のいずれかを満たす者は除く。 1. 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者 2. 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者 3. 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者 4. 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者 5. その他市長が不相当と認める者

（※）発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。なお、中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。

別表 2（「人手不足職種」の詳細）

職業分類表		
大分類	中分類	小分類
研究・技術の職業	<u>008</u> 建築・土木・測量技術者	01 建築設計技術者 02 建築施工管理技術者 03 建築技術者（設計・施工管理を除く） 04 土木設計技術者 05 土木施工管理技術者 06 土木技術者（設計・施工管理を除く） 07 測量技術者
保育・教育の職業	<u>029</u> 保育士、幼稚園教員	01 保育士 02 幼稚園教員 03 保育教諭
	<u>030</u> 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	01 学童保育指導員 02 児童館指導員 03 保育補助者、家庭的保育者
福祉・介護の職業	<u>049</u> 福祉・介護の専門的職業	01 社会福祉施設管理者 02 福祉相談・指導専門員 03 老人福祉施設指導専門員 04 障害者福祉施設指導専門員 05 児童福祉施設指導専門員 06 他の社会福祉施設指導専門員 07 介護支援専門員（ケアマネジャー） 08 訪問介護サービス提供責任者 09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 10 福祉用具専門相談員 99 その他の福祉・介護の専門的職業
	<u>050</u> 施設介護の職業	01 高齢者入所型施設介護員 02 高齢者通所型施設介護員 03 障害者福祉施設介護員 99 その他の施設介護の職業
	<u>051</u> 訪問介護の職業	01 訪問介護員 02 訪問入浴介助員
サービスの職業	<u>055</u> 飲食物調理の職業	01 日本料理調理人 02 西洋料理調理人 03 中華料理調理人 04 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 05 飲食チェーン店等調理員 06 学校給食調理員 07 給食等調理員（学校を除く） 08 調理補助者、調理人見習 09 バーターンダー

		99 その他の飲食物調理の職業
警備・保安の職業	059 警備員	01 施設警備員 02 道路交通誘導員、雑踏警備員 99 その他の警備員
	062 看守・消防員	01 看守 02 消防員
	063 その他の保安の職業	99 その他の保安の職業
製造・修理・塗装・ 製図等の職業	075 機械整備・修理工	01 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工 02 電気機械器具整備・修理工 03 自動車整備・修理工 04 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 05 計量計測機器・光学機械器具整備・修理工
配送・輸送・機械 運転の職業	083 貨物自動車運転の職業	01 大型トラック運転手 02 中型・小型トラック運転手 03 トレーラートラック運転手 04 ダンプカー運転手 99 その他の貨物自動車運転の職業
	084 バス運転の職業	01 路線バス・貸切バス運転手 02 送迎バス運転手
	085 乗用車運転の職業	01 自家用乗用車運転手（役職員送迎） 02 自家用乗用車運転手（利用者送迎） 03 タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く） 04 介護タクシー運転手 99 その他の乗用車運転の職業
	086 その他の自動車運転の職業	99 その他の自動車運転の職業
建設・土木・電気 工事の職業	092 土木の職業	01 建設・土木作業員 02 舗装作業員 03 鉄道線路工事作業員 04 ダム・トンネル掘削作業員
運搬・清掃・包装・ 選別等の職業	096 清掃・洗浄作業員	01 ビル・建物清掃員 02 ハウスクリーニング作業員 03 旅館・ホテル客室清掃整備員 04 道路・公園清掃員 05 ごみ収集・し尿汲取作業員 06 産業廃棄物収集作業員 07 乗物洗浄・清掃員 99 その他の清掃・洗浄作業員

【出典】独立行政法人労働政策研究・研修機構「第5回改定厚生労働省編職業分類 職業分類表」